



平成 26 年 10 月 14 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 岩井 俊輔
電話番号 03-5786-3900

株主による臨時株主総会の付議議案に対する 当社の考え方に関するお知らせ

平成26年9月17日付「臨時株主総会招集許可決定に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、東京地方裁判所より、当社株主である上田和彦氏、東拓観光有限会社（以下「東拓観光社」という）及びロイヤル観光有限会社（以下「ロイヤル観光社」という）（以下まとめて「当該株主」という）による臨時株主総会の招集許可決定を受けております。

今般、当社は、本日の取締役会において、当該株主が臨時株主総会に付議する議案に対して反対する旨の決議をいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当該株主の概要

- (1) 氏 名 上田 和彦
- (2) 住 所 東京都渋谷区

- (1) 名 称 ロイヤル観光有限会社
- (2) 本 店 所 在 地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 瀬川 洋幸

- (1) 名 称 東拓観光有限会社
- (2) 本 店 所 在 地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山田 孝義

2. 当該株主の付議議案及び当社取締役会の反対意見

以下の「(1) 取締役小松裕介、同浅利睦男、同高木章及び同山田有宏の解任の件」、「(2) 取締役6名の選任の件」につきましては、当該株主から提出された平成26年7月16日付「株主総会招集請求書」の記載に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

なお、平成26年8月27日付「取締役の辞任に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、山口英子氏は一身上の都合により取締役を辞任しているため、臨時株主総会の招集許可決定においても同株主総会の目的には同氏の解任は含まれておりません。

(1) 「(1) 取締役小松裕介、同浅利睦男、同高木章及び同山田有宏の解任の件」及び当社取締役会の反対意見

【議案の要領】

当社の取締役である小松裕介、浅利睦男、高木章、山田有宏及び山口英子を、取締役から解任することをお願いするものであります。

【提案の理由】

小松裕介、浅利睦男、高木章、山田有宏及び山口英子は、平成 26 年 6 月 26 日に開催された当社第 39 期定時株主総会において当社取締役に選任されたことになっていますが、当該株主総会において、議長は、採決の結果、役員選任議案は否決された旨を宣告していますので、その選任の効力には疑義があります。

また、小松裕介、浅利睦男、高木章及び山田有宏は、自己又は一部の少数株主の利益を優先するという恣意的な経営に終始し、当社の営業利益・経常利益を最大化するための努力を怠っており、当社と当社株主の利益を最大化するという取締役としての職務も果たしていません。さらに山口英子は、小松裕介らによって構成されていた取締役会において取締役候補者とされた者であり、公正中立かつ客観的な視点で取締役としての職務を果たせるのか疑問の余地があります。

そこで、小松裕介、浅利睦男、高木章、山田有宏及び山口英子の取締役解任を提案いたします。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

提案理由には、①小松裕介、浅利睦男、高木章及び山田有宏（以下「現任取締役ら」という）の取締役選任の疑義、②現任取締役らの忠実義務違反の指摘がありますが、そのような事実は全くありません。かかる誤った事実認識を前提としているため、それに基づく現任取締役らの解任の議案は妥当性を欠くものと考えます。

① 現任取締役らの取締役選任の疑義

平成 26 年 6 月 26 日付「第 39 期定時株主総会における議決権行使結果に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、定款等の内部規則に別段の定めがない限り、討議の過程を通じて議案に対する各株主に賛否の態度が明白になり、議案の成立に必要な議決権数を有する株主が決議に賛成することが明らかになれば、採決行為がなくても決議は成立し（最高裁判所昭和 42 年 7 月 25 日判決民集 21 卷 6 号 1669 頁）、議長が実際の採決結果と異なる結果を宣言しても法的意味はありません。

そのため同株主総会では、議決権総数は 220,879 個、現任取締役らを取締役候補者とする会社提案原案賛成 113,774 個（最低得票数）、株主様が会社提案原案に対し取締役 5 名選任を求めた修正動議案賛成 103,749 個（最高得票数）の採決結果であったものであり、会社提案原案は可決され、また修正動議案は否決されました。

したがって現任取締役らは、第 39 期定時株主総会の決議により、取締役に就任しております。

② 現任取締役らの忠実義務違反

現任取締役らは、忠実義務を履行し、企業価値の向上に最善を努めており、実際に経営成果も現れております。

平成 26 年 3 月期決算では売上高 21 億 41 百万円、営業利益 24 百万円、経常利益 64 百万円、当期純利益 93 百万円となり、13 年ぶりの 2 期連続営業利益の黒字化及び 3 期連続当期純利益の黒字化を達成いたしました。

さらには平成26年8月13日より開始いたしました当社子会社における月次業績開示及び平成26年9月30日付「会社説明資料について」で開示いたしましたとおり、当期である平成27年3月期においても、前年同月比にて売上高、入園者数及び客単価は一貫して増加しており、今期業績も順調に推移することが見込まれます。

これらは、平成26年4月1日より実施した伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園及び伊豆海洋公園磯プールの入園料金改定（値上げ）及び平成26年7月19日にそれぞれオープンいたしました伊豆シャボテン公園の新施設「カピバラ虹の広場」や伊豆ぐらんぱる公園の新施設「ジップライン〜風 KAZE〜」の集客効果等によるものであり、現任取締役らの経営努力が顕在化した結果です。

(2) 「(2) 取締役6名の選任の件」及び当社取締役会の反対意見

【議案の要領】

以下の取締役候補者6名を取締役として選任することをお願いするものであります。なお、各取締役候補者からはいずれも、株主総会で選任されることを前提として当社取締役に就任する旨の事前の承諾を得ています。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・貴社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する貴社の株式数
1	北本幸寛 昭和45年6月14日生	平成12年8月 平成19年6月 平成20年9月	株式会社ハートライン代表取締役就任（現任） 株式会社クオンツ取締役就任 株式会社クオンツ取締役退任	0
2	鈴木公一 昭和47年2月4日生	平成13年11月 平成16年11月 平成20年4月	株式会社アクセス入社 株式会社アクセス退社 株式会社ハートライン取締役就任（現任）	0
3	金良姫 昭和48年12月6日生	平成22年5月	KYJ&CO. 株式会社 代表取締役就任（現任）	0
4	布村洋一 昭和37年7月7日生	平成14年3月 平成21年7月	有限会社プラスサム総合研究所 代表社員就任 株式会社クラスコンサルティング代表取締役就任（現任）	0
5	田中久信 昭和21年11月8日生	昭和40年3月 平成18年4月 平成19年3月 平成19年4月 平成24年5月 平成24年6月	警視庁入庁 警視昇任 警視庁退職 株式会社高島屋入社 株式会社高島屋退職 黒潮総合法律事務所相談役就任（現任）	0
6	齋藤正和 昭和26年5月8日生	昭和58年4月 昭和58年4月 昭和62年4月	弁護士登録 松下照雄法律事務所入所 齋藤正和法律事務所開設 同事務所代表（現任）	1,000

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち齋藤正和氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 齋藤正和氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として高度な専門知識、幅広い見識を有しており、これらの知識・経験を生かし、客観的立場から貴社の経営を監視

することが期待できると判断したからです。なお、齋藤正和氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【提案の理由】

小松裕介、浅利睦男、高木章、山田有宏及び山口英子は、平成 26 年 6 月 26 日に開催された当社第 39 期定時株主総会において当社取締役を選任されたことになっていますが、当該株主総会において、議長は、採決の結果、当該役員選任議案は否決された旨を宣告しています。この点、小松裕介ほか 4 名は、当該定時株主総会の基準日後に当社の株主となり、かつ、当該定時株主総会に係る議決権を付与された株主（議決権数 10,000 個）が、議決権行使書により当該役員選任議案に賛成していたため、議決権総数 220,879 個、賛成 113,774 個（最低得票数）となり可決された旨を開示していますが、当該株主には一度も議決権行使書が交付されていませんので、当該株主が当該役員選任議案に賛成した事実もありません。したがって、小松裕介ほか 4 名の選任の効力には疑義がありますので、当社の企業価値の向上を担える上記 6 名の取締役選任を提案いたします。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

前述のとおり誤った事実認識を前提としているため、それに基づく取締役 6 名の選任の議案は妥当性を欠くものと考えます。なお、当社は、第 39 期定時株主総会の基準日後に当社の株主となり、かつ、同株主総会に係る議決権を付与された株主より、議決権行使書等の第 39 期定時株主総会の招集通知一式の交付を受けた旨の受領書を取得し、議決権の行使を受けており、また当社は、同株主に対して、議決権行使書を受領した旨の受領書を交付しております。

そもそも、平成 24 年 5 月 21 日付「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当該株主のうちロイヤル観光社の取締役が“実質的なオーナーである”株式会社ケプラム（以下「ケプラム社」という）が、当社子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾートが静岡県伊東市に所有する伊豆シャボテン公園等の不動産への競売申立て（以下「本競売申立て」という）を行っております。本競売申立てによって、本競売申立て前まで当社グループは金融機関から融資を受けておりましたが金融機関からの借入が不能となり、また一連の係争に対する多額の訴訟費用（本競売申立てから平成 27 年 3 月期第 1 四半期までの訴訟費用合計 51 百万円）の支出が余儀なくされるなど資金調達コストの上昇並びに多額の経費が、当社の企業価値及び株主価値を毀損しています。他方、その後、当該株主のうちロイヤル観光社及び東拓観光社は、当社株式を買い進め、当社の経営権を奪取することを画策しています。当社は、当該株主のこの一連の行為を不当であると考えております。

そのため本競売申立て後のこの一連の行為に鑑みて、当該株主が提案する取締役候補者は、引き続き当該株主の影響を受ける可能性が否定できないと考えます。

当社取締役になる者は、当社および当社の株主全体の共同の利益を最大化する責務を負います。しかしながら、当該株主が提案する取締役候補者は、当社株主全体の共同の利益のために、適切なコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制を構築するとは考えられず、また中長期的な企業価値の向上を図るとは考えられません。

これに対して、現任取締役らは、社歴が長く、当社が展開する事業や社内体制を熟知しており、今後とも、短期的のみならず中長期的な視野に立って、企業価値の向上について最善を努め、株主全体の共同の利益に寄与することが可能であると考えております。

実際に、現任取締役らは、平成 24 年 3 月期決算には 6 年ぶりの経常利益及び当期純利益の黒字

化、平成 25 年 3 月期決算には 7 年ぶりの営業利益の黒字化、また平成 26 年 3 月期決算には 13 年ぶりの 2 期連続営業利益の黒字化及び 3 期連続当期純利益の黒字化を達成いたしました。

さらには平成 26 年 8 月 13 日より開始いたしました当社子会社における月次業績開示及び平成 26 年 9 月 30 日付「会社説明資料について」で開示いたしましたとおり、当期である平成 27 年 3 月期においても、平成 26 年 4 月 1 日より実施した伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園及び伊豆海洋公園磯プールの入園料金改定（値上げ）及び平成 26 年 7 月 19 日にそれぞれオープンいたしました伊豆シャボテン公園の新施設「カピバラ虹の広場」や伊豆ぐらんぱる公園の新施設「ジップライン～風 KAZE～」の集客効果などにより、売上高及び入園者数の大幅な増加を達成しております。

このように現任取締役らは、当社グループが運営する伊豆シャボテン公園グループにおいて、「伊豆半島最大のテーマパークづくり」や「年間入園者数 200 万人」を目標に様々な経営改革を行い、各運営施設の入園者数と売上確保に最善を努めております。

以 上